

大阪市告示第1825号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6第1項の規定に基づき届出があつたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認を辞退する年月日
株式会社 maira	SPOTTER	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング31階	認可外保育施設	令和7年 4月30日
株式会社 enlight	Wings International School 東住吉校	大阪府大阪市東住吉区中野4丁目9-15 2階	認可外保育施設	令和7年 10月31日

（子ども青少年局幼保施策部幼保企画課）